

事業系一般廃棄物の 減量化・資源化の推進について

川崎市環境局減量推進課

本日の説明内容

Colors, Future! いるいるって、未来。 川崎市

- | 川崎市のごみの現状
- 2 排出事業者への指導
 - 2-1 減量化・資源化の概要
 - 2-2 減量化について(具体例)
 - 2-3 事業系生ごみリサイクル等協力事業者紹介制度について
 - 2-4 食品ロスの削減について
 - 2-5 資源化について
- 3 事業系ごみの適正な分別について
 - 3-1 一般廃棄物・産業廃棄物の違い
 - 3-2 立入調査時に多い指摘点
- 4 廃棄物管理票ひな型(電子データ)の提供について
- 5 その他
 - 5-1 排出事業者用一般廃棄物処理業者情報一覧の更新について
 - 5-2 事業系一般廃棄物多量排出事業者等の認定方法について

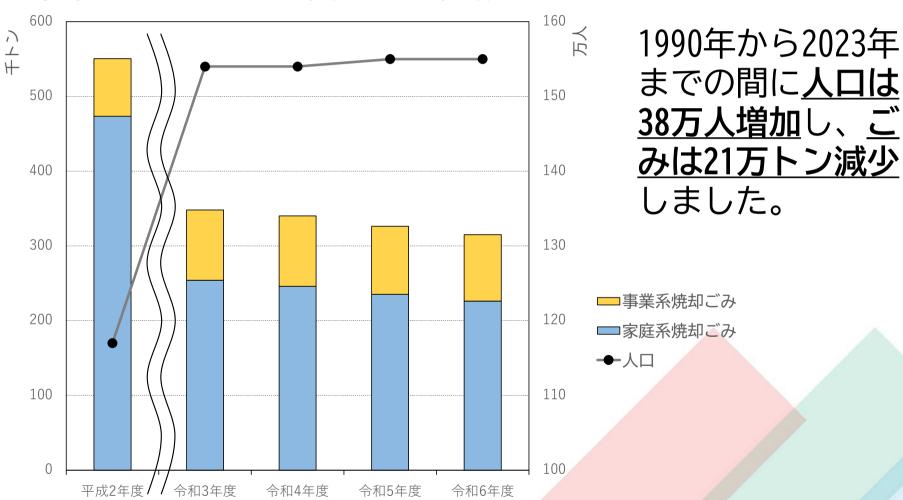


1. 川崎市のごみの現状

1. 川崎市のごみの現状

Colors, Future! いるいろって、未来。 川崎市

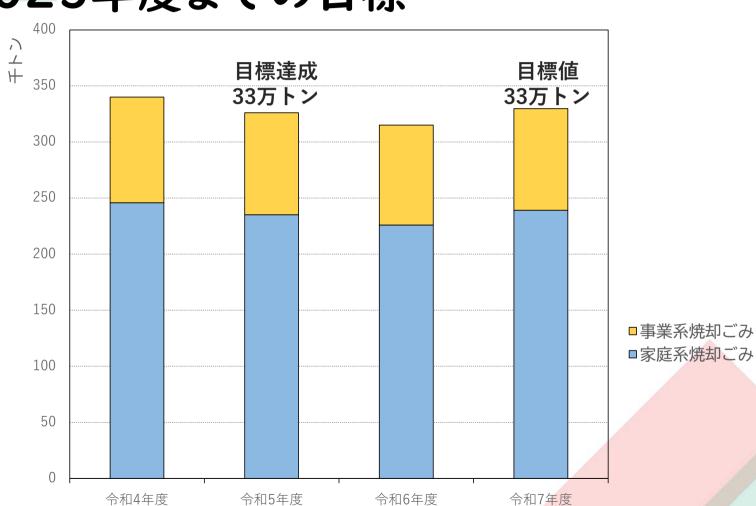
川崎市のごみ焼却量の推移



1. 川崎市のごみの現状

Colors, Future! いるいるって、未来。 川崎市

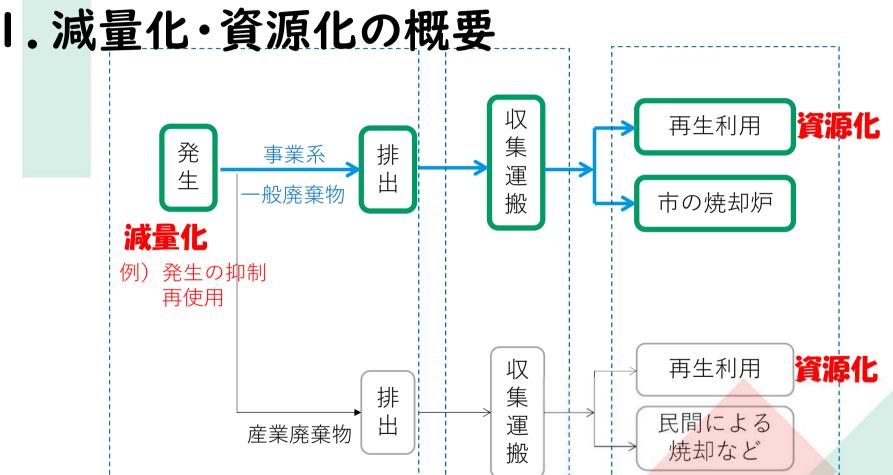
2025年度までの目標





(多量排出事業者等への説明会内容)

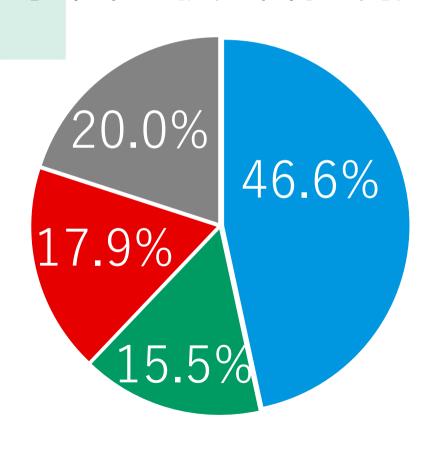




Colors, Future! いさいさって、未来。 川崎市

2.減量化について

事業系一般廃棄物の内訳(令和6年度)



- ■紙類
- 厨芥類 (生ごみ)
- ■プラスチック類
- ■その他



2. 減量化について(取組事例紹介)

紙類の減量化

- 両面コピーや2in1、4in1の活用
- 裏紙の使用
- 社内文書等の電子化
- 会議時のタブレット等での資料確認

生ごみの減量化

- -3きり運動(使いきり、食べきり、水きり)の実践
- 小盛メニュー・ハーフサイズメニューの提供
- ・生ごみ処理機の活用
- 小売店におけるフードレスキューの実施
- •フードバンク等の団体への寄付



2. 減量化について(生ごみ)

生ごみなど食品は多くの水分を含み、焼却の際はたくさんのエネルギーを使い、かつ二酸化炭素(CO₂)が発生します。

発生した生ごみについては水きりを行い軽量化を行うことで CO2の排出抑制につながるといえます。

また、水きりなどによる廃棄物の減量は各事業所における、事業系一般廃棄物の処理量の削減にもつながりますので、生ごみを排出する際には、水きり等の生ごみの減量化に御協力いただくようお願いいたします。



3. 事業系生ごみリサイクル等協力事業者紹介制度

制度の概要

・生ごみ処理機等の製造・販売を行う事業者等に 登録申請してもらう。



・登録申請のあった事業者の一覧や製品のPRを 市ホームページで公表。



・排出事業者様に積極的に導入してもらい、生ごみのリサイクルをしてもらう。 ※現在の処理料金より安くなるケースもあります。









4. 食品ロスの削減について

食品ロスとは、食べられるにもかかわらず捨て られてしまう食品のこと

食品ロス 464万トン

事業系食品ロス 231万トン

規格外品 返品・売れ残り 食べ残しなど 家庭系食品ロス 233万トン

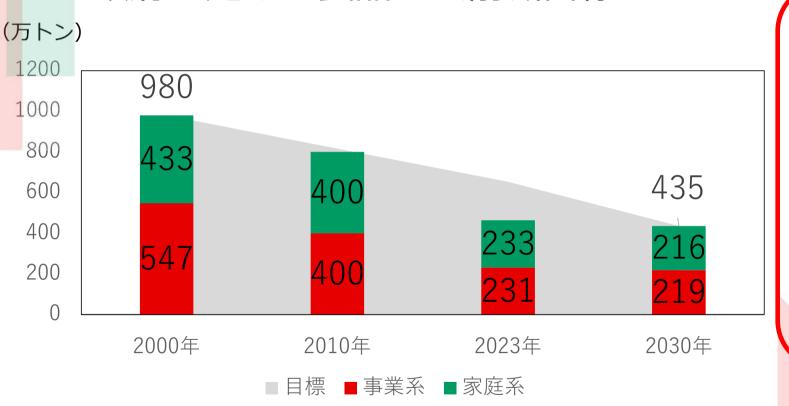
> 食べ残し 過剰除去 直接廃棄など

※農林水産省及び環境省「令和5年度推計|

Colors, Future! いるいろって、未来。 川崎市

4. 食品ロスの削減について

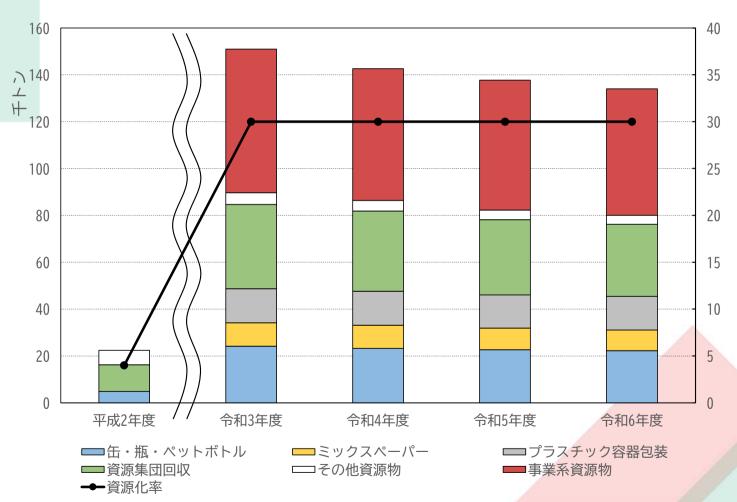
政府の定めた食品ロス削減目標



事業系食品ロス目標 今までの目標 2000年度比50%減 273トン 新たな目標 2000年度比60%減

Colors, Future! いろいろって、未来。 川崎市

5. 資源化について



Colors, Future! いろいろって、未来。 川崎市

5. 資源化について

事業系一般廃棄物の内訳(令和6年度)





46.6%

17.9%

15.5%

紙類のうち 約50%は 資源化可能 ■厨芥類

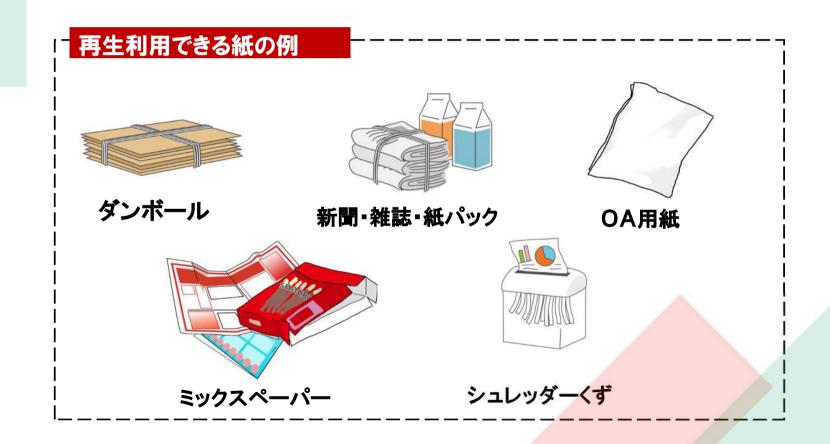
(生ごみ)

■プラスチック類

■その他

Colors, Future! いるいるって、未来。 川崎市

5-1.紙ごみの資源化について



Colors, Future! いるいろって、未来。 川崎市

5-1.紙ごみの資源化について

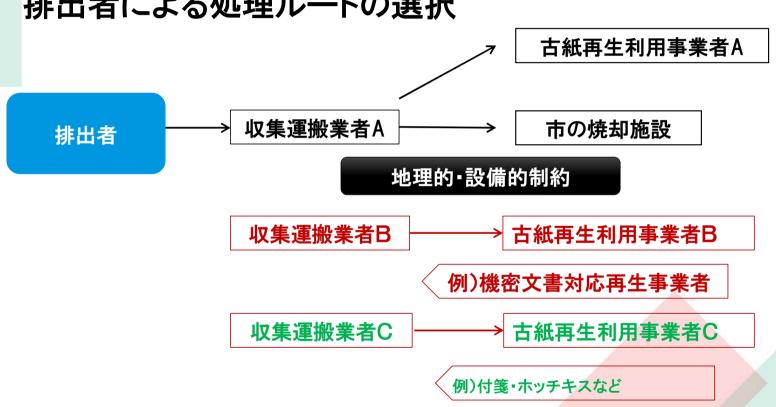
- ①現在契約されている収集運搬業者に相談
- ②川崎市のホームページで「川崎市古紙リ サイクル業者一覧」を公開
- ⇒少量の紙ごみでも収集可能な業者や、お 近くの受入業者を探すことが出来ます。





5-1. 紙ごみの資源化について

排出者による処理ルートの選択





5-1.紙ごみの資源化について

再生事業者が持つ設備は多種多様であり それぞれの受入基準は異なる



それらの受入基準に従った分別体制構築

分別体制を構築する際のポイント

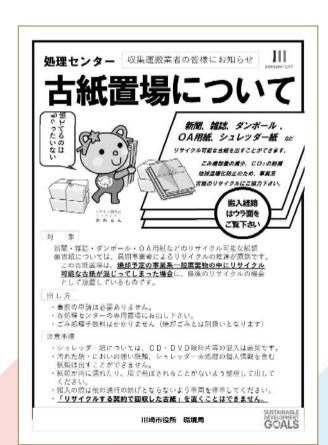
- ・ 排出事業者自身が分別するごみの種類や量を把握する。
- ・ 収集運搬業者だけでなく再生事業者と密に コミュニケーションを取り、排出の際の基準をはっきりさせる。

Colors, Future! いるいろって、未来。

5-1.紙ごみの資源化について

市内処理センターへの事業系古紙置場の設置

- **1 目 的** 焼却予定の事業系一般廃棄物の中に リサイクル可能な古紙が混じってしまった 場合に、最後のリサイクルの機会として設置
- 2 設置場所 市内処理センター



チラシ



5-2. 生ごみの資源化について

食品リサイクル法上の「登録再生利用事業者」に委託する場合

登録再生利用事業者とは・・

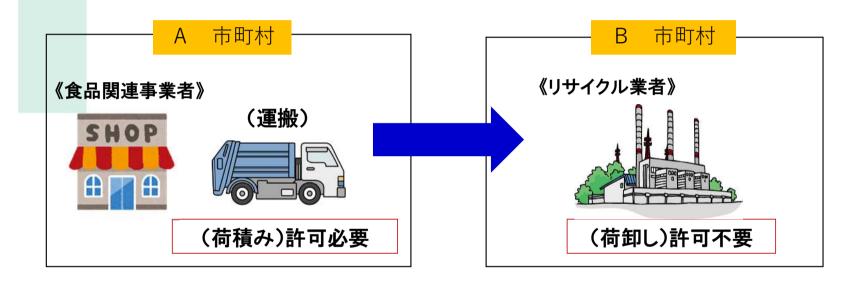
⇒食品循環資源の再生利用を行うリサイクル業者のうち、優良な事業者を国が認定・登録した業者

〇廃棄物処理法の特例 荷卸しに係る一般廃棄物の運搬業の許可不要

登録再生利用事業者 Q 検索 (農林水産省HPに一覧表あり)



5-2. 生ごみの資源化について



川崎市内の収集運搬許可を持っている業者であれば、市外の収集運搬の許可を持っていなくても搬入が可能



5-3. 剪定枝の資源化について

剪定枝のリサイクルのメリット

- ①受け入れ基準が市の処理センターより易しい
- ②処理料金が安くなる場合がある
- ③チップ化されたい肥等として使われる
- ④ごみ焼却量の減量につながる

Colors, Future! いるいろって、未来。

5-3. 剪定枝の資源化について

市HPで、剪定枝の資源化を行っている市内のリサイクル業者を紹介しています。



24





1.一般廃棄物と産業廃棄物の違い

廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

法第2条 第2項 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

法第2条 第4項

この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物



1.一般廃棄物と産業廃棄物の違い

一般廃棄物は、法律上で明確に定義されている訳ではなく、<u>産業廃棄物以外の廃棄物</u>と定められている。

産業廃棄物については、事業活動に伴って発生した、後で示す20種類のことを指している。



	種類	例
1	燃え殻	コークス灰、すす、焼却灰
2	汚泥	下水汚泥、研磨汚泥、排水処理汚 泥など、泥状を呈するもの
3	廃油	廃重油、絶縁油、廃溶剤
4	廃酸(pH 2~7)	酸洗工程廃液、酸性メッキ廃液
5	廃アルカリ(pH 7~12.5)	アルカリ洗浄廃液、アルカリ性 メッキ廃液
6	廃プラスチック類	ビニルくず、廃タイヤ、プラス チック容器



	種類	例
7	ゴムくず	天然ゴムくず、エボナイトくず、廃 ラテックス
8	金属くず	缶,切削くず、打抜きくず、金属ス クラップ
9	ガラスくず、コンクリー トくず及び陶磁器くず	空き瓶、ガラスくず、耐火レンガく ず、コンクリート製品くず、陶磁器 くず、廃石膏ボード
10	鉱さい	スラグ、ノロ、不良鉱石、金属スラ グ
11	がれき類(工作物の新築、 改築または除去に伴って 生じたコンクリートの破 片その他これに類する不 要物)	セメントコンクリートがら、アスファルトコンクリートがら、路盤材



	種類	例
12	ばいじん	集じん機、サイクロンなどによ る捕集ダスト
13	紙くず(業種限定あり)	梱包紙、壁紙 裁断くず、印刷くず、製本くず
14	木くず(業種限定あり) パレット(業種限定なし)	廃木材、伐木、型枠 おがくず、加工木くず、型枠 木切れ
15	繊維くず(業種限定あり)	畳、壁布、カーペット 袋、木綿、羊毛、絹、麻等の天 然繊維くず
16	動植物性残さ(業種限定あり)	鳥、獣、卵の殻、食品製造かす、 羽毛、醸造かす



	種類	例
17	動物系固形不要物(業種 限定)	牛、馬、豚、その他食鳥など
18	動物のふん尿(業種限定 あり)	牛、馬、豚、めん羊、鶏等のふん尿
19	動物の死体(業種限定あ り)	牛、馬、豚、めん羊、鶏等の死体
20	1~19を処分するために処理したものであり、 これらの廃棄物に該当しないもの	汚泥のコンクリート固形化物



2. 排出事業者への立入調査時に多い指摘

一般廃棄物への産業廃棄物の混入

汚れているプラスチックや、PTPシート、お弁当がらなどの産業廃棄物(廃プラスチック類)に該当するものの混入が多く見受けられます。

リサイクル可能な紙のリサイクルについて

指摘ではなく協力依頼というものになりますが、リサイクル可能な紙ごみのリサイクルに協力していただくよう、お声がけさせていただいております。

その他一般廃棄物の詳細に関しては減量推進課(044-200-3436)に、 産業廃棄物の詳細に関しては、廃棄物指導課(044-200-2596)へ お問い合わせください。



4. 廃棄物管理票ひな形

(電子データ)の提供について

4. 廃棄物管理票ひな形(電子データ)の提供について



川崎市では・・

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例に基づき 1日平均100キログラム以上又は月平均3トン以上の 事業系一般廃棄物を排出する事業者を 「事業系一般廃棄物多量排出事業者」に認定



多量排出事業者に認定された事業者は 「廃棄物管理票」の使用が義務付けられている

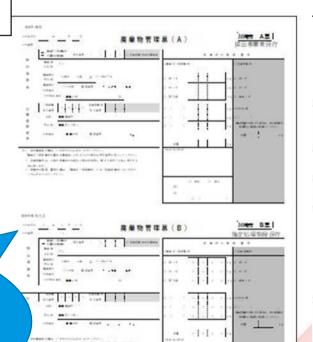
4. 廃棄物管理票ひな形(電子データ)の提供について



管理票ひな型 (ホームページからダウンロード)



A 票に文字を入力すると 自動的に B 、 C 、 D 票に も反映されます。



materials	廃棄物管理票(C)	如 時中 C 無
Wilson Har I	I CONTROL OF	Citeded
# 2	The Contract of the Contract o	
		The second secon
To the second of		-1-
	MACO	read .
9949	100	44
0.000.0	V 2	
20 P42() 1	表章物於培養 (D)	(magn: DR) 本日本書書を介
THE PARTY OF THE P	海里物管培養(D)	Commence of the commence of th
DEFINITION OF THE PROPERTY OF	無理物管理集(D)	本
THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	無事物性薬(D)	京立 5章 会会 (7
THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	表 単物 管 集集 (D) **********************************	第二 5 年 9 位 (V
DEFINITION OF THE PROPERTY OF	表 単物 管 標準(D) ***********************************	第二条章を任何

4. 廃棄物管理票ひな形(電子データ)の提供について



収集運搬業者の皆様へ

今後、排出事業者からホームページより印刷された管理票を 交付された際には以下の点に注意してご対応をお願いします。

- ホームページからダウンロードされた管理票は複写式ではないため、手書きする場合はご注意ください。
- ・今まで使用している複写式の管理票も今後も変わらず使用できます。



5. その他

5. その他



1.排出事業者用一般廃棄物処理業者 情報一覧の更新について

- お帰りの際に「収集体制に関する確認」用紙をアンケート1と併せて 御提出ください。
- ・本日の御回答が難しい場合については、12月2日(火)までに減量 推進課宛てご提出をお願いいたします。

※最近、排出事業者から、市HP掲載情報と実際の状況が違うという苦情を多くいただいているため、掲載内容に変更等があるようでしたら、必ず御連絡をお願いいたします。

排出事業者用一般廃棄物処理業者情報一覧(2025年8月1日現在)

- ・このデータは掲載を希望する処理業者からの調査結果をもとに作成したものであり、全ての業者を網羅したものではありません。
- ・処理業者から内容変更の報告のあったものは随時更新しておりますが、予告なく変更される場合がありますのでご了承ください。
- ・産業廃棄物の処理については取扱う品目に制限があるため、直接許可業者にお問い合わせいただくか、 (公社)神奈川県産業資源循環協会 (045-681-2989)で業者の紹介を受けていただくようお願いいたします。
- ・排出場所、排出量によっては対応できない場合もありますので詳細については必ず直接許可業者にお問い合わせください。

				4 - 4	
-	1774	: , 1	ъп. жи	- TY - N	キキロ
	IIV E	FF 14	-	-	
10 miles (14)	4 X	運推	10-	-	$=$ $\pm rv$

Q集可能地域 計量方法 資源物 產廃運搬業 在可以且 38

5. その他



2. 事業系一般廃棄物多量排出事業者等の 認定方法について

- ①毎月、一般廃棄物収集運搬業者様から御提出いただく「一般廃棄物収集運搬業実績報告書」の1月から12月分の実績報告をもとに、排出事業者ごとに集計作業を行う。
- ②市で定めている事業系一般廃棄物多量排出事業者・準多量排 出事業者の認定基準と照合し、該当事業者を抽出する。
- ③3月末頃に認定事業者に対し、認定通知を発送する。
- ※一般廃棄物収集運搬業実績報告書に誤りがあると、間違った認定がされてしまいます。正確な数量記載・報告に御協力ください。また、排出事業者から「排出量が間違っているのでは?」といった問合せが多くあります。可能な限り、排出量について、排出事業者と相互確認をお願いします。



更なる減量化・資源化に ご協力をお願いします ご清聴ありがとうございました

